

【平成27年度 就学援助希望者の申請について】

西原町では就学援助事業を行っています。
この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。
就学援助を希望する場合は、次に掲げる事項に留意のうえ、各学校へ申し出てください。



1. 対象者

町内に住所を有し、同一世帯で児童生徒を養育している保護者

- (1) 生活保護を受けている者(【要保護世帯】として認定します)
- (2) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると西原町教育委員会が認定した者(【準要保護世帯】として認定します)

具体的には平成26年中の所得で、同居の家族(住民票は別でも同一生計の人は含む)全員の総所得額が下表の目安額未満の世帯の方です。

| 【認定基準参考例】 | 世帯 | 家族構成 | 総所得額 |
|-----------|----|----------------------|-------|
| | 2人 | 親1人・小学生1人の場合 | 146万円 |
| | 3人 | 親1人・中学生1人・小学生1人の場合 | 208万円 |
| | 4人 | 両親・中学生1人・小学生1人の場合 | 250万円 |
| | 5人 | 両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合 | 279万円 |

※上記金額はだいたいの目安です。
※所得とは、以下の算式で算出した額をいいます。
所得＝所得税法上の所得の合算額－所得控除(社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額のみ)

2. 援助項目及び

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等

※ただし、要保護(生活保護)世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限ります。
※ただし、学級費等に滞納がある際は保護者ではなく、滞納分を就学援助費から学校へ給付する場合があります。

3. 申請方法

補助対象者で就学援助を希望する方は、次のように学校へ申請してください。

【受付期間】 4月20日(月)～5月22日(金)

- 【提出書類】 ①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書(学校で配布)
②住民票謄本(続柄の記載されているもの) 一部
③平成26年度課税証明書(同一世帯者のうち、18歳以上の者全員)
④その他(家賃証明書・預金通帳の写し等)

※②及び③の書類は、所得の状況及び住民情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要(同意しない方は、先に認定調書と住民票謄本を提出し、課税証明書は6月1日以降、早めに提出してください)
※④の書類は、銀行名・口座番号が見える部分の写しを提出してください。
※平成27年1月1日に西原町以外に住民票のあった方は、西原町に税の情報がないため後日、課税証明書の提出を求めます。

【提出先】 就学先の小中学校

4. 追加申請について

受付期間を過ぎても下記期限までは、追加申請を随時受け付けています。
ただし、受付月分からの援助支給になりますので、お早めに申請してください。

| 【追加受付期間】 | 要保護(生活保護を受けている方) | 平成28年3月末日まで |
|----------|------------------|------------------|
| | 準要保護(要保護以外の方) | 平成27年12月25日(金)まで |



【お問い合わせ】 各小中学校、または教育部教育総務課 学務係 ☎945-5039

平成27年度 西原町中学生海外短期留学 参加者の募集(実施要項)について



【目的】

本町の中学生を海外へ派遣し、教育・文化・歴史・産業等の視察学習及びホームステイ等の活動を通して国際的視野を広めるとともに、海外青少年との友情を深め、国際性を身に付け、21世紀の国際社会に活躍しうる青少年の育成を目指す。

【方針】

派遣人員は8名以内。費用は全額保護者負担とします。ただし、費用の8割を西原町が補助します。(個人負担は12万程度。サーチャージ代等で変更になる可能性があります)
要保護・準要保護該当者は、費用の10割を西原町が補助します。

【応募資格】

- (1) 西原町に在住している中学生(就学のため、一時的に町外転出している者も含む)
- (2) 英語に対する興味・関心・意欲のある生徒で、英検3級程度の実力を有する者
- (3) 心身ともに健康で、1か月程度の海外生活に耐えうる者
- (4) 友好的で協調性があり、英語での表現力が十分に備わっている生徒であること
- (5) 留学前の事前研修、事後研修の全てに参加できる者
- (6) これまで2週間以上の海外滞在経験や海外における生活経験がない者
- (7) 事業参加後、帰国報告会に参加ができる者
- (8) 保護者の同意が得られる者
- (9) 町税・学校給食費・学級費等を滞納していないこと



【派遣先】 アメリカ合衆国 西海岸

【派遣期間】 夏休み期間中の3～4週間程度

【募集期間】 4月7日(火)～4月22日(水)

【応募方法】 提出書類は申込書(本人)、同意書(保護者)、調査書(学校)、英文申込書(本人)各1通ずつ

※ 西原中学校、西原東中学校の生徒は、それぞれの学校へお問い合わせください。
※ 応募者が定員に達しなかった場合は、中止になることもあります。



【お問い合わせ】 教育部教育総務課 学務係 ☎945-5039

旧役場用地の売却先が決定しました

西原町役場の旧庁舎があった用地について、以下のとおり売却が決定しましたのでお知らせします。

- ・ 売却地 西原町字嘉手苅104番1 外11筆
- ・ 総面積 6,614.17㎡(約2,000坪)
- ・ 売却先 新中糖産業株式会社(字小那覇)
- ・ 売却額 8億6,800万円

※旧西原町役場の敷地内、正面玄関前広場にありました石碑や樹木は、一部を現庁舎(字与那城)に移設(継承)しました。



西原町役場旧庁舎

【お問い合わせ】 総務部総務課 管財係 ☎945-5011